

杉江大輔社会保険労務士事務所

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一般事業主行動計画

男女共に職員が長く勤続するため、職員の仕事と子育ての両立を図ることを目指し、それぞれの職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する

1. 計画期間 令和8年9月1日 ～ 令和10年8月31日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、育児休業制度等のパンフレットを活用して、全職員に配布し制度の周知を図る（次世代法）

<実施時期・取組内容>

- 令和8年10月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」のため、やまぐち“とも×いく”応援企業の取り組みを職員に周知する
- 令和8年11月～ 育児休業制度の周知を図って、育休該当者には取得を促す

目標2：管理職に占める女性労働者の割合について10%以上を目指す（女性活躍推進法）

<実施時期・取組内容>

- 令和8年12月～ 管理職に対して職員のヒアリングを実施する
- 令和9年4月～ 各種研修等を活用して、意識の醸成を図る
- 令和9年8月～ 職員と管理職に対する今後のキャリアプランの面談を計画する

目標3：年次有給休暇取得の促進ため、取得実績を基に、職員と取得の目標日数を設定し、各職員で有給の取得率60%を目指す（女性活躍推進法、次世代法共通）

<実施時期・取組内容>

- 令和8年12月～ 目標に向けて、職員と目標に対する課題を検討する
- 令和9年1月～ 職員ごとに取得目標を設定する
- 令和9年4月～ 3か月ごとに取得状況について確認して、取得を促す
- 令和9年10月～ 取得状況の振り返りを行い、目標達成に向けた計画を検討する

3. 情報の公表について

- ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
 - ・労働者に占める女性労働者の割合：50%